

福井労発基 1029 第2号  
令和2年10月29日

公益社団法人福井県労働基準協会 会長 殿

福井労働局長



### 長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請について

平素より、労働行政の円滑な推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）において11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な周知啓発を行うこととされています。

このため、厚生労働省では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定めています。これを受けて福井労働局では、集中的な周知啓発等を行うとともに、福井労働局独自の取組として、11月を「36（サブロク）協定未届解消キャンペーン」期間と定め、併せて取り組むこととしています。

働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

また、令和2年4月1日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されることとなり、時間外・休日労働に関する協定届（いわゆる36協定）の届出が行われているか、過半数代表者の適格性について、今一度ご確認していただくことが必要となります。

貴団体におかれましては、取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

その際、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行うなどの「しわ寄せ」については、福井労働局及び各労働基準監督署での相談情報を地方経済産業局に提供するほか、大企業等に対して要請等を行うなど、「しわ寄せ」防止に向けた取組を関係省庁と連携を図って進めていることについて、併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

